

第 45 回学会大会

基調講演

レジャー・レクリエーションに求めるもの、求められるもの
～社会教育からの発想～

築山 崇（京都府立大学）

はじめに 社会教育は、楽しさが継続の力

1. 社会教育の歴史とレクリエーション

社会教育とレクリエーションには、角度は違っても楽しさという共通の要素が存在するわけですが、歴史的な重なりも見出すことができます。今日の社会教育は、公民館、図書館、博物館という3つを基本的な施設としていますが、なかでも市町村を設置主体とすることで、住民に身近な学びと活動の拠点となっている公民館の歴史にわかりやすく見ることができます。

1949年に制定された社会教育法においても、公民館の目的・事業の項で、市町村を設置主体として身近な地域への設置が定められるとともに、公民館について規定した20条で、公民館は、教育、学術、文化の事業に取り組み、教養向上、健康増進、情操の純化に努め、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することが謳われています。具体的な事業を定めた22条では、「体育、レクリエーション等に関する集会の開催」があげられていますが、それは、2条社会教育の定義で、「社会教育とは、「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）をいう。」という規定によるものです。図書館法、博物館法でもその定義において、レクリエーションの視点が明記されています。

このように、社会教育とレクリエーションは、現在に直接つながる法制度、実践の出発点において強い重なりを持っていたことがわかります。

2. 現代の地域と公民館・レクリエーション・・・地域住民のつながりづくりに浸透

日本社会の高齢化を背景とした、社会教育と社会福祉（地域福祉への接近）

日本社会の高齢化を受けて進められてきた社会福祉の構造改革の流れを背景に、生活課題、地域課題に関わる学習を目指す社会教育が、社会福祉、特に地域における住民の福祉活動の展開と急速に距離を縮めていく、1990年代以降の流れがあります。

介護の社会化（保険制度の発足 2000年）を契機とした展開

様々な地域課題への取組の中で

地域課題に関する学習や、地域づくり活動への住民の参加・参画においては、それが、行政の働き手として住民を動員するプロセスに転化してしまわないよう、しっかりとした考え方、計画が不可欠ですが、同時に、活動参加の輪を広げることや、活動

の持続性の観点からも、身近な地域における住民相互の交流の機会の拡充が重要であり、楽しく交流する場・機会を提供するレクリエーションが、きちんと位置付けられる必要があります。

3. 活動としてのレクリエーション

レクリエーションは、余暇（レジャー）における自由な活動という基本的な性格をもつものですが、活動としてみた時、社会教育や社会（地域）福祉における現代的展開に見られるように、関係の媒介（触媒）という役割と、「楽しさを追求する」という独自性を見ることができます。後者の楽しさの追求という性格は、“遊び”と共通するものでもあります。

レクリエーション活動を様々な分野で活かしていくために、以下のような視点で、その心理学的な意味合いを押さえておくことも必要だと思います。

- ・日常生活における創造的要素、意欲・動機
- ・レクリエーションと、関係的存在としての人間
- ・ライフステージごとの主導的活動とレクリエーション（生涯発達の視点）

おわりに

激しい変動と鋭い矛盾の中にある現代、そしてこれからの時代に、身近な地域で楽しさを共有する多彩な活動を広げつつ、困難を創造的に乗り越える学びを実現していきたいと思います。

築山 崇（つきやま たかし）プロフィール

1953年兵庫県姫路に生まれ、東京都、茨城県で青少年期を過ごし、1972年京都大学教育学部入学以来、京都市在住。学部卒業後京都市立中学校教諭、京都大学大学院、同助手を経て、1992年から京都府立大学教員。2012、13年度副学長、2014年4月より学長。専門は教育学（発達論・教育指導論、社会教育）

人格発達論への関心から研究者を志すものの、現任教赴任を契機に社会教育と向き合うこととなり、20年余り前、成人の学びの“現場”へと足を運んだのが、暮らしに密着した健康学習に住民が主体的に取り組んでいる、南信州松川町でした。その時強く印象に残ったのが、「楽しくなければ、学習じゃない」という保健師のことばと生き生きと学ぶ住民の姿でした。

